

## 書類作成上の留意事項等【通所介護】

番号	書類	形態	提出書類・作成上の留意事項
1	指定（許可）申請書	様式第一号（一）・付表第一号（六）	○ 様式第一号（一）裏面、付表第一号（六）の備考及び記入例を参照してください。
3	申請者の登記事項証明書又は条例等の写し	右記のとおり	○ 社会福祉法人、株式会社等の場合 ・ 登記事項証明書（原本） ○ 財団法人の場合 ・ 登記事項証明書（原本） ○ 市町の場合 ・ 条例の写し ※複数のサービスを同時に申請する場合は、登記事項証明書の原本は1つのサービス分の一部で足り、その他のサービス分については写しで構いません。（原本証明不要）
4	付近の案内図又は地図	任意様式	○ 事業所の所在地が確認できるような案内図又は地図を提出してください。
5	事業所（建物）の平面図（各室の用途を明示したもの）	任意様式（参考様式6又は既存図面を基に作成）	○ 参考様式6を使用する場合は、注及び記入例を参照してください。 ○ 任意様式を使用する場合は、A4又はA3（A3の場合は折り畳んで編纂する。）とし、用途及び面積を明示してください。 また、面積の算出根拠となった寸法も明示してください。 ※ 賃貸借契約による事業所である場合、賃貸借契約書の写しを添付してください。
6	事業所（建物）の設備及び備品の概要	参考様式3	○ 参考様式3の注及び記入例を参照してください。
7	運営規程	任意様式	○ 最低限、以下の事項を盛り込んでください。 ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 指定通所介護の利用定員 ・ 指定通所介護の内容及び利用料その他費用の額 ・ 通常の事業の実施地域 ・ サービス利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他運営に関する重要事項
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4	○ 参考様式4の注及び記入例を参照してください。 ○ 重要事項説明書等の記載内容と一致させてください。
9	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	別紙4-12	○ 別紙4-12のエクセルファイルの「記入方法」のシートを参照してください。 ○ シフト記号表も添付してください。

番号	書類区分	形態	提出書類・作成上の留意事項
1 1	誓約書	別紙 2	○ 別紙 2 のエクセルファイルの「誓約書」のシートで「別紙①：居宅サービス事業所向け」に○をして、「誓約書」と「別紙①」を提出してください。
1 2	事業所所在地以外の場所で事業の一部を実施する場合の記載事項	参考様式 8-2	○ 参考様式 8-2 の注及び記入例を参照してください。 ○ 申請する事業所と当該事業所が一体的に運用されることがわかる書類（事業所全体の組織図、連絡体制等）を作成し提出してください。
1 4	資格を証明する書類の写し	写し	○ 国家資格証等の資格を証明する書類の写しを提出してください。（原本証明不要） ○ 添付書類番号 9 の「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に従業員氏名を記載した順番と同様に写しを綴ってください。（原則全ての従業員の資格の写しを添付してください。）
1 5	事業所の外観及び指定基準の要件となっている設備等の写真		○ 外観の写真には事業所のサイン（看板等）を含めてください。 ○ A4 用紙に貼り付けたもの等を提出してください。 ○ 申請時に提出できない場合は、整い次第速やかに提出してください。
1 6	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	別紙 1-1	○ 別紙 1-1 の記入上の注意及び記入例を参照してください。
1 7	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の添付書類		○ 別紙 1-1 の下部に記載の「添付書類」の部分参照し、必要な添付書類を添付してください。 ○ 介護職員処遇改善加算を算定する場合の届出書類等については、別ファイル『介護職員等処遇改善加算について』を参照してください。
1 8	サービス提供実施単位一覧表	参考様式 7	○ 参考様式 7 の注及び記入例を参照してください。
1 9	フランチャイズ契約書の写し	写し	○ フランチャイズ方式で事業を行う場合のみ提出してください。
2 1	建築基準法に係る確認済証の写し	写し	○ 建築確認を受けるべきものに限り。 （建築確認が必要かどうかは建築基準法を所管する部署にご確認ください。） ※ 新築だけでなく、用途変更でも必要な場合があります。 ※ 更新の場合、既に提出したことがある場合は省略可です。
2 2	消防用設備点検検査済証の写し	写し	○ 消防設備等の検査を受けるべきものに限り。 （消防設備等の検査が必要かどうかは最寄りの消防署にご確認ください。）
2 3	食品衛生許可証の写し	写し	○ 食品衛生法の許可を受けるべきものに限り。 （食品衛生法の許可が必要かどうかは最寄りの保健所にご確認ください。） ※ 社会福祉法人は提出の必要はありません。